

# 福井県報

第 2065 号  
平成 21 年  
9 月 4 日 (金)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

### 告示

- 福井県情報公開条例の規定により知事が定める法人の名称等の一部改正 (五三六・情報公開・法制課) ……一
  - 福井県個人情報保護条例の規定により知事が定める法人の名称等の一部改正 (五三七・同) ……一
  - 保安林の指定の解除 (五三八・森づくり課) ……一
  - 保安林の指定の予定 (五三九・同) ……二
  - 道路の位置の指定 (五四〇・小浜土木事務所) ……二
- ### 公告
- 土地改良区の役員の退任 (二件・福井農林総合事務所) ……二
  - 土地改良区の役員の就任 (二件・同) ……二
  - 土地改良区の役員の就任 (丹南農林総合事務所) ……二
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (河川課) ……三
- ### 教育委員会告示
- 福井県情報公開条例の規定により福井県教育委員会が定める法人の名称等の一部改正 (一一・教育政策課) ……四
  - 福井県個人情報保護条例の規定により福井県教育委員会が定める法人の名称等の一部改正 (一二・同) ……四

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出 (八一) ……五
  - 政治団体の届出事項の異動に係る届出 (八二) ……五
  - 政治団体の解散の届出 (八三) ……五
- ### 監査委員告示
- 平成十九年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表 (一〇) ……六

## 告示

### 福井県告示第536号

福井県情報公開条例の規定により知事が定める法人の名称等 (平成12年福井県告示第633号) の一部を次のように改正する。  
平成21年9月4日  
福井県知事 西川 一誠

表に次のように加える。

財団法人福井県青少年育成一灯基金 福井市大手3丁目17-1

### 福井県告示第537号

福井県個人情報保護条例の規定により知事が定める法人 (平成15年福井県告示第47号の2) の一部を次のように改正する。  
平成21年9月4日  
福井県知事 西川 一誠

表に次のように加える。

財団法人福井県青少年育成一灯基金 福井市大手3丁目17-1

### 福井県告示第538号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。  
平成21年9月4日  
福井県知事 西川 一誠

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
坂井市三国町梶30字松ヶ枝27の2
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

### 福井県告示第539号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月4日

福井県知事 西川 一誠

#### 1 保安林子定森林の所在場所

吉田郡永平寺町吉峰43字樽美水無態ケ谷26の1、26の2、27の1、27の2、28・30（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐に係る伐採をすることができ

る立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および永平寺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福井県告示第540号

建築基準法（昭和25年法律第201号）

第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和

25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月4日

福井県知事 西川 一誠

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

小浜市府中第15号8番地

株式会社 フォーレスト

代表取締役 赤瀬川 佳子

#### 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
小浜市生守30号ト雲14番の一部、15番の一部	6.0	55.6

## 公 告

河合春近土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成21年8月10日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年9月4日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 牧田 一雄 坂井市春江町針原34-34

福井九頭竜土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成21年7月27日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年9月4日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所  
理事 熊谷 間二 福井市中新田町4-47

河合春近土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成21年8月11日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年9月4日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所  
理事 三ツ田儀兵衛 坂井市春江町針原37-12

福井九頭竜土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成21年8月12日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年9月4日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所  
理事 藤田 正雄 福井市新田本町1-188

日野川用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成21年7月30日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年9月4日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所  
理事 川端 保郎 越前市新保町19-13  
〃 山田 芳則 〃 赤坂町48-10  
〃 直井彌右衛門 〃 西樫尾町26-24  
〃 稲崎 長 鯖江市四方谷町5-44  
監 事 嶋崎 宏 南越前町阿久和59-17

政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係る一般競争入札を次のとおり実施する中で、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により公告する。

平成21年9月4日

福井県知事 西川 一誠

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

排水ポンプ車（30㎡/分）1台

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

平成22年3月26日（金）午前10時

(4) 納入場所

別に指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 申請書の提出期間の末日において現に県の指名停止または指名除外期間中でないこと。

(3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入することができる技術的能力を有すると認められる者であること。

(4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう場合は、入札手続に支障がない場合に限り契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項ならびに入札および開札の日時等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県土木部河川課

電話 0776-20-0480

(2) 入札説明書等の交付期間

平成21年9月4日（金）午前10時から同年10月15日（木）午後5時ま

で（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）

(3) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1に、必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限  
平成21年9月14日（月）午後5時まで

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法  
電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。

入札参加資格確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす

る。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県土木部河川課

電話 0776-20-0480

イ 提出方法

持参し、または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)または5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

平成21年10月14日（水）午前10時から平成21年10月15日（木）午後5時まで

ア 開札日時

平成21年10月16日（金）午前10時

イ 場所

福井市大手3丁目17-1  
福井県庁9階901号室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定方法

この入札に係る調達物品の予定価格の制

限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）

第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。

(3) 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。

なお、入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

ア 提出期限

平成21年9月14日（月）午後5

時まで

イ 提出方法

持参し、または郵送すること。

ウ 提出場所

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県土木部河川課

(4) 入札の無効

財務規則第151条の規定による。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な書類は、入札説明書等による。

1 0 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Drain pump car (30m<sup>3</sup>/min) 1set

(2) Date, Time of Bidding:

10:00am, October 16, 2009

(3) Contact point for the notice:

River Division, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ote, Fukui-shi,

Fukui-ken, 910-8580, Japan

TEL 0776-20-0480

## 教育委員会告示

### 福井県教育委員会告示第11号

福井県情報公開条例の規定により福井県教育委員会が定める法人の名称等（平成12年福井県教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成21年9月4日

福井県教育委員会

表中

「財団法人福井県大学等学術振興基金」	吉田郡松岡町兼定島4-1-1
「財団法人福井県青少年育成一灯基金」	福井市大手3丁目17-1
「財団法人福井県大学等学術振興基金」	吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

改める。

### 福井県教育委員会告示第12号

福井県個人情報保護条例の規定により福井県教育委員会が定める法人の名称等（平成15年福井県教育委員会告示第2号）の一部を

次のように改正する。

平成21年9月4日

福井県教育委員会

本文中「第52条第1項」を「第58条第1項」に改める。

表中

財団法人福井県大学等学術振興基金 吉田郡松岡町兼定島4-1-1  
財団法人福井県青少年育成一灯基金 福井市大手3丁目17-1

財団法人福井県大学等学術振興基金 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

改める。

### 選挙管理委員会告示

#### 福井県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月4日

福井県選挙管理委員会  
委員長 奥井 隆

（その他の政治団体）  
（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
平成21年7月28日	福田朋美六条地区後援会	中山 真治	高島 武彦	福井市小稲津町31-8
平成21年7月28日	福田朋美明新地区後援会	出口 英昭	梅澤 國男	福井市灯明寺町52-4-6
平成21年7月28日	福田朋美岡保地区後援会	青木 邦夫	林 世治	福井市寮町38-2-2
平成21年7月28日	福田朋美円山地区後援会	柴田 甚一	近藤 實	福井市南四ツ居1-14-31
平成21年8月5日	福田朋美豊地区後援会	松川 三八十	外崎 日出夫	福井市みのり1-25-28

#### 福井県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の

届出事項の異動に係る届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月4日

福井県選挙管理委員会  
委員長 奥井 隆

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	異動内容	
			新	旧
平成21年7月31日	自由民主党坂井支部	主たる事務所の所在地	坂井市坂井町長屋31-61	坂井市坂井町木部東15-11
		代表者	西野 清志	東 健一
		会計責任者	岡本 正義	伊藤 聖一
平成21年8月3日	山岸まさひろ後援会	会計責任者	木下 潔	野坂 紀夫
平成21年8月7日	高木つよし敦賀後援会	主たる事務所の所在地	敦賀市中央町2-10-34	敦賀市鋳物師4-8
平成21年8月11日	石栄会	会計責任者	桑名 清治	小笹 末雄
平成21年8月12日	自由民主党福井県敦賀市第一支部	会計責任者	桑名 清治	小笹 末雄

#### 福井県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月4日

福井県選挙管理委員会  
委員長 奥井 隆

届出年月日	政治団体の名称	解散年月日
平成21年8月10日	空よしひで後援会	平成20年12月31日

# 監査委員告示

## 福井県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定に基づき、平成19年度包括外部監査の結果に基づき改善措置を、次のとおり公表する。

平成21年9月4日

福井県監査委員 松井 拓夫  
同 東角 操  
同 辻岡 俊三  
同 朝山美樹雄

福井県立病院

指摘事項の概要		改善措置
項目	内容	
職員の採用について	必要な診療体制が確保できるよう、職員の採用を円滑に行うこと。	必要な職員の確保については、職員定数の見直しや採用協議の迅速化を図るなど、診療体制に支障が出ないよう対応していく。
組織形態の見直しについて	今後の県立病院の経営形態として、地方公営企業法の全部適用について検討すること。 将来的には、地方独立行政法人（非公営員型）化について、他の県立病院の先行事例を踏まえながら、検討すること。	経営形態のあり方については、公営企業として一層の健全経営を図るため、引き続き検討を進めていく。
病床利用率について	病棟別の目標延患者数の管理シートなどを作成し、病床利用率向上のための分析と改善の手段を講ずること。	平成20年度から、病棟ごとに月ごとの病床利用率管理シートを活用して、病床利用率の向上を図っている。
紹介患者数について	紹介率の向上につながるような施策を積極的に推進すること。	院長等が新規登録医の確保に努めるとともに、地域医療連携のカンファレンスを定期的に行うなど、紹介率の向上に努めている。
患者の待ち時間について	患者の待ち時間の不安や苦痛を緩和する手法を検討すること。	患者の待ち時間のストレスを解消するため、待合席を離れたい方には病院内PHSを貸出したり、受付から個人の携帯電話に連絡を入れるサービスを導入した。 また、待ち時間の程度は随時テロップで流してお知らせしている。
一般会計繰入金について	一般会計からの繰入金については、各部門のより正確な経営状況を基にした算定方法を検討すること。	繰入金については、平成21年度から原価計算結果（平成19年度決算）を用いて算定することとした。

委託費の発注方法について	医療機器等の保守点検委託業務の入札については、競争性の向上を図るため、参加者の拡大を検討すること。	平成21年度から、基本的には、1千万円以上の案件については、一般競争入札とし、競争性の向上および県外業者の参画を促している。 医療機器の保守点検の指名案件についても、指名業者の数を増やしていく。
医療未収金について	クレジットカードによる支払いを検討すること。  一定の基準を超えた滞留未収金の債権回収業務について、検討すること。	平成20年10月からクレジットカードによる支払いの取り扱いを開始した。 医療未収金の回収業務については、嘱託職員を配置し、電話・文書・訪問督促を行っている他、各健康福祉センターにおいて、管内在住患者の未収金回収業務を実施している。 また、未収金回収のための法的措置等についても、検討していく。
たな卸資産について	診療材料にかかる受払管理については、数量を適切に把握し、返品処理ができるよう検討すること。	19年10月から、新SPDDの導入により院内無在庫化を図るなど、物品管理システム全体の見直しを行った。
有形固定資産について	固定資産について、固定資産台帳との照合確認を実施し、台帳との整合性を図ること。	平成19年度に現物確認と固定資産台帳との照合を実施した。また、年度末に廃棄される機器について、的確に把握し、台帳との整合性を図っていく。
情報システムについて	部門システムは現在ばらばらに管理されていることから、県立病院全体の情報システムを統括管理する部署の設置を検討すること。	情報システムに係る体制については、平成22年度の情報システムの見直しの中で検討していく。

平成二十一年九月四日印  
平成二十一年九月四日発

刷行

発行人  
印刷人

〒九一〇一八五八〇  
〒九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一五  
福井県福井市西開発三丁目七一五

福井県  
白崎印刷(株)

☎六三〇〇